○内閣府令第二十八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年内閣府令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［2・3　略］	（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十九号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第五条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（拉致被害者等給付金の額等） **第四条**　［略］ ［2・3　略］ 4　対象被害者等が別表第一に掲げる地域に居住地を有するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する月額（前二項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による加算後の額）に、別表第一の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。 一級地　百分の十一・五 二級地　百分の八 三級地　百分の四・五 四級地　百分の〇・五	（拉致被害者等給付金の額等） **第四条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　対象被害者等が別表第一に掲げる地域に居住地を有するときの当該世帯に属する対象被害者等に支給する拉致被害者等給付金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する月額（前二項の規定の適用がある場合においては、これらの規定による加算後の額）に、別表第一の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。 一級地　百分の十一・五 二級地　百分の八 三級地　百分の七 四級地　百分の四・五 五級地　百分の二・五